

「いいね・食べきり推進店」登録実施要領

金沢市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課

(目的)

第1条 この要領は、食べ残し等による食品ロス削減に取り組む飲食店等を「いいね・食べきり推進店」（以下「推進店」という。）として登録し、推進店における取組の内容を広く市民へ周知することにより、飲食店等での食べきりの推進に向けた意識啓発を図ることを目的とする。

(対象となる事業者)

第2条 登録の対象は、金沢市内で営業する飲食店等（以下「店舗」という。）とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する店舗は、登録の対象としない。

(登録要件)

第3条 次の取組項目のうち、1つ以上実践する店舗を推進店として登録する。

- (1) 食べ残しを出さない工夫
- (2) 宴会等における工夫
- (3) 食品ロス削減に関する啓発グッズの設置等
- (4) 持ち帰り希望者への対応

（適量注文及び食べきりを促進した上でそれでも食べきれなかった持ち帰り可能な料理に限る）

- (5) 上記以外の食べきりの推進に向けた工夫

(取組内容)

第4条 推進店は、次の項目に取り組むこととする。

- (1) 前条で選択した取組項目を積極的に実践し、食品ロスの削減に努める。
- (2) 市が交付する登録証及びステッカー等（以下「推進店グッズ」という。）を活用し、来店者へ食べ残し等による食品ロス削減に関する取組について積極的に啓発を行い、周知を図る。
- (3) 市が実施するこの取組に関する各調査へ協力する。

(登録手続き等)

第5条 推進店に登録を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、登録申請書（様式第1号）を郵送、FAX、Eメール、持参いずれかの方法により金沢市環境局ゼロカーボンシティ推進課（以下「ゼロカーボンシティ推進課」という。）に提出するか、または、ウェブサービスによる申請を行うものとする。

- 2 同様の登録制度を実施する石川県（以下「県」という。）から登録店舗の情報提供を受けたときは、市の推進店への登録申請があったものとみなす。
- 3 ゼロカーボンシティ推進課は、申請者から提出された登録申請書の内容を確認し、登録者名簿に記載するとともに、申請者に対して登録証及び推進店グッズを交付する。

（推進店の紹介）

第6条 市は推進店の取組内容等について、市ホームページ等で紹介する。

- 2 申請者は登録申請した時点で、店舗情報の市ホームページ等への掲載を承諾したものとす。

（登録内容の変更）

第7条 推進店は、登録申請書（様式第1号）に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、登録内容変更届（様式第2号）をゼロカーボンシティ推進課へ提出するものとする。

- 2 県から内容変更の情報提供を受けたときは、市の推進店への登録内容変更の申請があったものとみなす。

（登録の中止）

第8条 推進店は、第3条の登録要件を満たさなくなったときや店舗を廃止する等の理由で取組を中止する場合は、登録中止届（様式第3号）をゼロカーボンシティ推進課へ提出するとともに、登録証及び推進店グッズの掲示を取りやめるものとする。

- 2 県から登録中止の情報提供を受けたときは、市の推進店への登録中止の届出があったものとみなす。
- 3 ゼロカーボンシティ推進課は、登録中止届の内容を確認し、登録名簿及びホームページ等の掲載情報から当該店舗に係る情報を削除するものとする。

（登録の取消し）

第9条 市は、推進店が要件を満たさなくなった場合又は推進店として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

- 2 登録を取り消された推進店は、速やかに登録証及び推進店グッズ等の掲示を取りやめるものとする。

（県への情報提供）

第10条 第5条の登録申請書について、店舗が県への登録を希望した場合は、県へ情報提供する。

- 2 県へ情報提供した登録内容について、変更、登録の中止又は登録の取消しがあった場合は、県へ情報提供する。

(持ち帰り希望者への対応)

- 第 11 条 第 3 条の登録要件(4)持ち帰り希望者（以下「希望者」という。）への対応の際、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係法令を遵守するものとする。
- また、十分に加熱された食品を提供し、生ものや半生など加熱の不十分な食品は、希望があっても提供しないものとする。その他、持ち帰りの取扱いについて、注意書きを添えるなど、食中毒等の予防をするための工夫をすること。
- 2 持ち帰りの対応は、希望者からの申し出があった場合で、かつ食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明し、食中毒等の事故が発生した場合、希望者による自己責任となる旨を伝えるものとする。
- 3 市は、食べ残しの持ち帰りについて、食中毒やその他体調に異変が起きた場合等の一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和元年 5 月 15 日から施行する。

附則（令和 2 年 3 月 16 日決裁）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 2 月 21 日決裁）

この要領は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 3 月 28 日決裁）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 8 月 23 日決裁）

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。